

収 入
印 紙

課 長	係 長	係

(委託契約)

請 書	
令和 年 月 日	
東久留米市長 殿	
住所	
氏名	
〔 法人の場合は 名称及び代表者名 〕	
印	
委 託 件 名	
委 託 場 所	
契 約 金 額	¥ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
契 約 保 証 金	免 除
委 託 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
支 払 条 件	当該月払 ・ 業務完了一括払
	当該業務完了後発注者が適法な支払請求書を受理した日から起算して 30 日以内とする。
支 払 遅 延 利 息	政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の定めるところによる。
<p>上記の業務をお請けするについては、次の事項に従い、誠実に履行いたします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 委託期間内に本業務の完了を厳守すること。2 業務を完了したときは、貴職（検査員等）の検査に合格しなければならないこと。3 業務の施行に関しては、別紙仕様書、図面及び内訳書（以下「仕様書等」という。）に基づくこと。4 業務について仕様書等に明示されていない事項であっても、業務の性質上当然必要なものは、貴職の指示に従い自己の負担で施行すること。5 業務の施行が仕様書等に適合しない場合において、貴職から仕様書等に基づく補修の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、委託代金の増額又は委託期間の延長の請求はできないこと。6 この契約の施行に際し知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。7 次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。<ol style="list-style-type: none">(1) 9 及び 10 以外の理由により、委託期間内に本業務が完了できないとき。(2) 完全に契約を履行することができる見込みがないとき。8 7 に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を支払うこと。9 天災事変その他受託人の責に帰することができない理由によって、委託期間までに完了の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期間内に貴職に委託期間の延長等について届け出ること。この場合において、その理由が貴職において正当と認められないときは、10 に定める遅延違約金を支払うこと。10 9 以外の理由によって、委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして、期間内に届け出ること。この場合において、期間後に完了する見込みがあるときは、延長すべき期間を明らかにして貴職の承諾を受け、遅延違約金（履行期限の翌日から起算して遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に基づき、財務大臣が定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの率とする。））を乗じて得た額（100 円未満は切捨てる。））を支払い、業務を完了させること。	